

高齢者福祉と人権・権利の擁護

—ソーシャルワーカーに求められる使命・役割—

賀 戸 一 郎

Social Welfare for the Elderly and
Advocacy of Human Rights:
Mission and Role for the Social Worker

Ichiro Kado

序章 社会福祉実践と人権ならびに権利への招待

21世紀に入って10年目、帰天後13年目を迎えている今日においても、なお世界の多くの人びとから「20世紀の天使」・「20世紀最大の平和の使者」と言われ続けてきている故・マザーテレサ女史（1910年生まれ、1997年87歳で帰天、今年がちょうど生誕100年に当たる）は、半世紀に渡って神への祈りと信仰によって生まれた神の愛の果実から奉仕の果実を生み出しだした。彼女が宗派を超えて世界の人びとに伝えた最大のメッセージは、恐らく人間の命（生命・いのち）に対しての絶対的な価値（その重さと大切さは平等であるという死生観〈生老病死〉）と尊厳であったことは容易に理解できる。どんな状況においても人間の命は誕生から死に至るまで、存在するだけで尊いというメッセージである。

人間は皆誇りを持って生きようと願うものであり、何人も老いと死を迎えるものであると想像できるならば、高齢者の人権・権利と福祉は^(註1)、子どもや若者も含めてすべての人びとにかかわる大変重要な問題・課題である。

今日、わが国は男性、女性ともに世界でも長寿の国となっている^(註2)が、何らかの原因によって疾病やしょうがい（障害）を抱えて要介護状態になってし

まった高齢者の置かれている現実、寝かせきり（寝たきり）、ベッドへの拘束、家庭や病院・施設等において虐待を受けたり、本人は希望していないのに（本人の意志に反して・無関係に）、政治・経済・行政の貧しさや家族や親戚、近隣の人びとの都合優先で、長年住み慣れたわが家や地域から遠く離れた大規模な居住型施設や病院（療養型病床群）での生活を余儀なくさせられるなど、尊厳に満ちた高齢者一人ひとりの人生のゴールを安心して（安寧に）迎える居場所（生活の場）を奪われてしまうことになる。高齢者の尊厳に満ちた暮らし（日本国憲法第 25 条：生存権）や高齢者の幸福（日本国憲法第 13 条：幸福追求権）になることを実質的に保障する義務が国にあると捉えるならば、上述に関係する日本国憲法やその他の具体的な諸社会的規範（法律など）を一つの鏡として映しだして見るならば、高齢者及びしょうがい者（児）を取り巻く現実の諸現象（実態）を、超少子高齢社会を迎えたわが国においては高齢者に対する年金、医療、介護等に要する社会保障費は自然に膨張するし、国家財政も国債の発行が年々膨張し続けており、国と地方自治体を合わせると 2010 年度当初で、既に約 1,000 兆円に達している状態である。わが国は「経済大国」（第 3 位）でありながら、「貧困大国」（第 5 位）である。さらに国民一人当たりの貯蓄率は世界一であるという、このような世界的、人類史的に見ても、大変奇妙な現象を招いている。それ故に、わが国は、法令順守をしていたら、国が減んでしまう。人間としての尊厳の尊重や基本的人権・権利の保障を抑制するために諸社会規範を制定し、そしてそれらを「法令順守」と言って厳格に対処している。憲法改正論者のなかには、このことによって「コンプライアンス（法令順守原理主義）病」を発生させている。仕方がないことであり、個々人の運命だと割り切ってしまうこと（個人責任論）は、高齢者やしょうがい者（児）に対する尊厳と人権侵害以外のなにもものでもない。

なんらかの原因によって介護や医療を必要とする高齢者の生活は、当事者や家族・親族を含む個人的（私的）責任の原理・原則（例えば、「自立」、「自助」など）という大義名分のもとで今まで放置され続けて来た。社会構造や社会生活の変化により、差別、排除、阻害、無視（他人に対して無関心であること）、孤立化状態等々に置かれている多数の高齢者の現状は、民主主義（＝国家に対

して国民が主権者であるということ)を高らかに謳いあげている法治国家においては、決して無視してはならないことであり、許されることではない。今日高齢者たちの懸命な努力によって第二次世界大戦後にわが国が達成した経済力(「経済大国」)のもとにおいて、国家(公助)の責任による緊急かつ適切な「合理的配慮」^(註3)が求められる。

このような認識を土台にして本稿では、まず第Ⅰ章において、社会福祉の対象者、特に人生の高齢期(最終のライフステージ)を迎えて暮らしている高齢者の人権・権利の擁護に関する本質的な意味(思想)の歴史的な変遷の概要を世界とわが国に分けて述べることにする。第Ⅱ章においては、わが国の社会福祉実践における人権・権利擁護の実態、とりわけ高齢者の尊厳と人権・権利擁護の実態について述べ、第Ⅲ章において、高齢者の人権・権利擁護に対して責務のある社会福祉実践者の現状と課題、特にソーシャルワーカー(≒社会福祉士)の人権・権利擁護に対する基本的使命、役割(サービス利用者=ひとりの尊い人間の人権保障と権利調整)について述べる。第Ⅳ章では、高齢者福祉実践に携わる専門職、とりわけソーシャルワーカー(≒社会福祉士)の人権の視点からのアプローチと実践のあり方の課題と展望について述べる。そして終章において、わが国において今後社会福祉、とりわけ高齢者福祉のための真の人権・権利擁護を確立するための課題と展望について述べて、本稿を綴じることにする。

第Ⅰ章 高齢者福祉と人権・権利擁護の本質的な意味(思想)

今日、わが国における高齢者の人権・権利と福祉を考えると、ノーマライゼーションの理念を基礎として日本国憲法第25条および第13条の定める基本理念・原則を実現すること、例えば、終の棲家を自己決定することを保障することなどが、高齢者を真の人権・権利の主体者としての存在にふさわしく、その尊厳にみちた生存を確立するものと考えられる。世界人権宣言、国連の障害者権利条約、老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、高齢者対策基本法、教育基本法等々を高齢者の立場に立脚して最大限有効に活用することが社会福祉実践者には求められている。統計上かなりの確率で予想されているような超少子

高齢社会に突入し、どんなに高齢化率が高くなろうとも、高齢者の絶対数が多くなろうとも、すべての高齢者が真に敬愛され積極的に社会参画し、生きがいのもてる健全で安らかな生活が保障される社会の実現を目指して国民一人ひとりが努力し、主張（ソーシャルアクションも含めて）し、闘い続けることが必要である。

人間の社会生活の諸問題・課題の予防・改善・解決を目指して必要な援助を行うことを使命とする社会福祉の分野においても、人権の尊重、権利擁護は最も基本的目標である。今日の高齢者福祉を含んだすべての社会福祉は、国民一人ひとりが存在すること（実存）の尊厳を擁護する手段として大きな役割を持ち、社会福祉実践者には、福祉の担い手として高い人権・権利意識が求められる。社会福祉実践者がいかに実践基盤としての多面的理解と関わるべきか、社会福祉実践者が人権を実現・擁護するためにどのように機能しているかが問われている。しかし、現実の高齢者福祉実践が行われている福祉現場では、社会福祉の根幹である人権・権利への理解は、感情や経験が先行し、人権・権利理論の裏づけは決して十分とはいえない。曖昧な人権・権理解では、要介護高齢者など福祉サービス利用者の人権や権利擁護が不十分になるばかりか、社会福祉実践者自身の人権・権利保障も不十分になり、結果として質の高い福祉サービスの提供が期待できなくなって来ているといえよう。

それ故に、質の高い高齢者福祉サービスの実現には、高齢者福祉実践者一人ひとりが日本国憲法の理論（とりわけ人間の尊厳論と基本的人権論）に裏打ちされた本質的な知識を持つことが必要である。具体的には「個人の尊厳とは何か」、「基本的人権とは何か」、「自由とは何か」、「人権の調整はどうするか」などをただ単に表面的現象（木）だけを見て、その本質（森）を探究しようと自分の頭で考えることができるようになることが求められる。

わが国の社会福祉（高齢者福祉を含む）に対する基本的人権・権利の擁護は、私たちの歴史のなかで形成された人類共通の何ものにもかえがたい大切な財産であると考えられる。私たちが、社会福祉の制度・政策と実践について議論するに当たっては個人の尊厳を守る手段として、人権・権利という人類共通のかけがえのない財産の本質を受け継ぎ、大切に育み、後世に伝えるためには、人

権の歴史的動向と社会的背景を知ることが大切である。

1. 社会保障・社会福祉界における国際的な人権論の動向（特に黎明期における）

人権に関する世界宣言（Universal Declaration of Human Rights）が国際連合第3回総会で採択されたのは1948年12月10日であったから、すでに61年を経過している。

1968年は「国際人権年」とされ、同年8月にフィンランド共和国の首都、ヘルシンキで開催された第14回国際社会事業会議の主題は、「社会福祉と人権」であったし、国内においても同年札幌で開催された日本社会福祉学会総会でも同じテーマで討議が行なわれた。

前述の国際社会事業会議においてルネ・サンド賞^(註4)を受賞したピエール・ラロック（フランス）は、全体会議で「人権—社会事業（社会福祉事業・ソーシャルワーク）—社会政策」^(註5)というテーマ（主題）で記念講演を行なった^(註6)。この大会に参加した仲村優一氏は、講演でのピエール・ラロックの所説の要点を抜粋しながら次のように述べている。

「こんにちにおける権利宣言、なかんずく世界人権宣言は、同じ人権という概念のなかに二つのカテゴリーの権利を含んでいる。すなわち、すでに19世紀末に宣言された市民的・政治的権利（Civil and Political Rights）と、19世紀末以来知られるにいたった社会権（Social Rights）である。

これら二種類の権利は、今日のわれわれにとって基本的なもの、しかも密接に結びついているものと見えるかもしれない。しかし、それにもかかわらずこの二つは、根本的に異なるものなのである。しかも、われわれは必ずしも常に、この事実に気付いているとは言えない。これら（人権・権利）は、経済的・政治的・思想的な発展のなかから生まれてきたものであるが、それを宣言の形にまでもちきたらせたのは、全く異なる性質のものであったのである。」（仲村2003：80）

ピエール・ラロックによれば、「前者は個人的自由に関するものであり、フランス革命の人権宣言（1789年）で高らかに謳われた自由・平等・財産権の

原則は、その集約的な表現であった。個人としての市民の権利が、精神の自由、人身の自由、財産権の自由でなければならなかった。今日の社会に特徴的な集団の自由は、1789年の権利の宣言には存在していません。……（略）……自由になるためには、人は孤独でなければなりません。……（略）……。」（仲村2003：81-2）

市民的権利としての自由は、また、国家権力に対抗して要求されたものであり、その意味でまさに政治的権利であった。いわばその自由は国家権力からの自由であり、国家の関与の排除であり、国家の行う社会的諸施策の拒否であった。個人としての市民は、国家をはじめ他からの拘束を受けることなく自由であるべきであり、その意味で自らの運命に対する責任を有していた（自律・自立の尊重・責任・義務）。

この時代には知られているように、貧困とりわけ物質的貧困は罪悪であり、貧困におちいった個人自身が責められるべきであり、貧困については個人の責任のみが問われた。これが「19世紀の大部分続いた工業諸国における資本主義社会を統治していた階級の、とるべき態度を支配していた考え方」（仲村2003：81）だったのである。当時のイギリスのワークハウス（労役場）やフランスの救貧院は、公（社会・一般市民）の秩序にとって危険な存在であったこれらの貧困者を助けるのではなく、罰するための施設であったと、ピエール・ラロックは語っている。（仲村2003：81）

しかしながら、19世紀末における経済変動——資本主義の高度化・独占化——に伴う諸矛盾の増大に対する大衆の反抗、自由主義思想の衰退、社会主義思想の勃興は、新しい意味の人権—社会的権利—の問題を提起するにいたった。

社会権は、いわば、国民生活への国家の積極的関与を要請するものであり、具体的には一定の生活水準の保障（最低生活保障＝セイフティネットの保障）への権利、その一環としての「社会保障への権利」（Right to Security）、労働権、教育権等からなる。それは別の面からみれば集団の権利（Collective Rights）であり、共同社会の枠の中に存在する。したがってそれは、共同社会によってのみ実現されうるものであり、共同社会における集団の努力を前提として成り立つものである。その努力の媒体として社会事業家（社会福祉実践

家)の活動が養成され、またその成果として社会的諸施策が具体化される。「社会事業家(社会福祉実践家)はこれらの諸権利を、社会政策の発展の中で保護するというだけでなく、一人ひとりの個人が(彼の)置かれた特別な条件のもとで、その社会的権利の実現を保障されているかどうかを見届けるという役割をもっている……。」(仲村2003:81-2)

2. わが国における人権・権利論の動向

社会保障・社会福祉の分野においては1960年代後半、ピエール・ラロックによって明快に示された上述のような人権思想・概念は、われわれ日本人にとって特に目新しいものではない。それはすでにわが国の憲法学者の間で早くから唱えられてきたところであり、特に社会保障・社会福祉との関連においては、1960年10月の朝日訴訟第一審判決における基本的人権論をわが国の新・旧憲法とのかかわりあいにおいて展開して、われわれに大変大きな刺激を与えてくれた。ただ、ピエール・ラロックは、社会権の承認された時期を“19世紀末”としているのに対し、朝日訴訟判決は“20世紀に至って”としており、時期の捉え方が異なっている。これについては、社会権一般のうちのどれを捉えるかによっても異なると言えようが、ここでは「権利としての社会保障・社会福祉」の概念が固有の意味での“生存権的基本権”として確立するのは、欧米においては20世紀の、それも1930年代以降、わが国においては全く第二次世界大戦のことであったと、言うべきであろう(資料-1参照)。

わが国における人権ないし基本的人権の概念は、主として憲法の次元における実定法上の規定として具体化しているものが多いので、当然厳格な法律学的検討を要するが、門外漢の筆者の手の及ぶところではない。そこで本稿においては、人権の意味についてはおおむね一般的に承認されている「自由権的基本権」と「生存権的基本権(社会権)」を包括した概念という程度に、考えを止めて置くことにする。

わが国の国民に理解できるように平易に人権についての概念規定をしているものを紹介することにする。

☆「人権とは、一口でいえば、『社会において幸福な生活を営むのに必要な人間として当然にもっている固有の権利』ということが出来ます。別の面か

らえば、すべての人間が、生まれながらに持っている能力を、日々の生活の中で最大限に発揮して、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利といえましょう。人権は人間の尊厳と表裏一体の関係にあります。ですから、人権が尊重されないところでは人間としての尊厳を保つことができず、反対に人間の尊厳が認められないところでは、人権の尊重もありません。人権の尊重は人間の尊厳の自覚とともに生まれ、人間の尊厳の自覚が強くなればなるほど、人権の尊重も強く要求されてくるものです。」^(註7)

第Ⅱ章 わが国の社会福祉実践における人権・権利擁護の実態

～とりわけ高齢者の尊厳と人権・権利擁護の実態～

このような人間の尊厳に対して感性的な自覚を持ってわが国の高齢者（及びその家族等）の人権・権利の尊重とその擁護は、どのような実態にあるのであろうか。

21世紀、この豊かな社会は、「戦争の世紀」とも言われた20世紀をへて、「平和の世紀」の到来を願っている多くの人びとの貢献で築きあげられてきた。高齢者は、今までの社会をつくりあげた貢献者としてだけではなく、その知識・経験・見識の宝庫（ある国では“ひとりの高齢者が亡くなることは、その地域の図書館をひとつ失うことに匹敵する”とも例えられているように、本来高齢者一人ひとは、敬われるべき社会の大切な一員である。高齢者が生きいきと暮らせる（生活できる）社会は、誰にとっても質の高い、安心な社会であり、社会全体が、活性化すると思われる。高齢者（と高齢者を取り巻く人びと）の安全の確保された癒しの環境のなかで、身体的に元気が満ち溢れ、心理的に安心できる総合的な満足度が高く感じられる人びとが^(註8)、人生の最後の時期まで人間としての尊厳が尊ばれて生きていけるのは、基本的人権であり、当然の権利と考えるべきである。このような社会（資料—2参照）は、高齢者だけの問題・課題ではなく、若者にとっても長い人生行路の最終到達地点が、どんな社会であるかを想像するためにも、大いに関係の深いことであると考えられる。

しかし、わが国の現状は、どうであろうか。今日では日本の経済は低迷を続

け、人びとは社会的不安のために自己防衛意識が働いて金利の低い貯蓄に向っている。日本人の貯蓄率は世界第一位とも言われている一方で、先に述べたように貧困大国だとも言われている。「いのち」は誰のものなのか？その重さ、その大切さ、今改めて問うまでもないことである。よりよく真に人間らしく共に生きるという視点から生と死を連続的に捉えることが必要である。いつの時代にも、平和が希求され、人のいのちの尊さが口にされて来ている。しかし、われわれ人類の住んでいる宇宙船地球号のなかから争いが一切なくなったことただの一度もない。この間、殺人、自殺が減ることもない。わが国は、自殺大国でもある。戦後60余年経ちますが、今日まで事あるごとに、“人権”が主張され、“人のいのちは地球より思い”とも言われ続けてきた。だが、現状はどうであろうか。それにしても、最近はひどすぎる。このようなさまざまなことが複雑に重なり合って、高齢者の生活の不安を過剰に高めている。

さらに多くの国民が悪いこと、問題のあることだという認識が希薄なために老後の不安を高めていることもある。このような高齢者の不安を払拭するためには、高齢者が長年住み慣れたわが家・地域社会から遠くに離れて存在する大規模の入所型施設（制度上は「収容」施設）とは呼ばれなくなっているがその実態は？）を作り続けているだけでは不十分である。大規模な入所型施設のなかで自分の残りのお金を数える一方で、規則に縛られ、幼児のような遊戯をリハビリテーションと称されて一斉にさせられる姿は、高齢者一人ひとりが人間としての尊厳を保っているとはとても思えない。そのような高齢者の尊厳が保たれない高齢者（福祉）施設でも、とりわけ特別養護老人ホーム（介護保険制度下では「指定介護老人福祉施設」と呼ばれている）は、介護保険制度施行10年目を迎えた2009年度においても、全国で42万床も不足していると言われている。介護労働者に対する低賃金など、待遇の悪さや身分保障の不十分さなどが影響して人手不足等の理由で、2009年度中に増設・増床計画予定数の45%しか充足できなかったという政府の公式発表もあった。

この結果は、介護保険制度の一番の謳い文句である「尊厳の保持」、「介護の社会化」とは真反対の「家族介護、主として女性介護」、「老老介護」、「認認介護」、「おひとりさま介護」など、介護問題・課題の深刻さをますます増大・増

幅させていることが容易に予想できる。

わが国の乳児や幼児が保育所や幼稚園が不足していて、入所・入園待機の乳児や幼児がゼロになるように保育対策を早急になされなくてはならないと声高らかに政府・地方自治体に要求されている。この実態に対してはここでは、あえて苦言を述べないことにする。

しかし、高齢者の入所型施設（特に“生活の場”、“終の棲家”とも言われ、家族・親族の期待の高い特別養護老人ホーム）への“入所希望待機老人ゼロ作戦”と言われている。団塊世代が後期高齢者になる頃までに相当数の「施設」をつくらなければならないが、その経費を捻出するためにも、国債中心の予算編成を少しでも脱皮するためにも増収を図るための有力な手段として“福祉目的税”という名目で消費税を上げなくてはならないと政界では議論が盛んにされている。2010年の夏に行われる参議院総選挙のマニフェスト（政党・立候補者個人の選挙公約）にどこまで具体的に表すか否かを含めて、思案、検討中のようなものである。いずれにしろ、大規模の入所型“施設”を今後も増設し続けることは、絶対にストップすべきである。介護を必要とする高齢者のニードに対しては、真の“尊厳の保持”“介護の社会化”を目指すべきである。

上述のような“家族介護”依存・前提の居宅介護サービス制度・政策は一刻も早く改善・解決すべきであると、筆者も考えているひとりである。新設の大規模“施設”の建設はもうこれ以上絶対にしない。郊外はもちろんのこと、街中においても建設はしない。福祉国家スウェーデンの行政マンであるジョーラン・グラニンガーとジョン・ロビーンも「施設は消滅されるべきである」と言い切っている^(註9)。

このような制度・政策から大転換して、既存の大規模入所型施設も年次計画を立てて、“施設解体”を行う。存在する地域のインフラの整備状況も考慮して、即“施設解体”政策に転換できない場合には、次善の策として“脱施設化”制度・政策を展開すべきである。

既存の大型入所施設で生活されている大多数の高齢者の胸中は、長年住み慣れた持ち家の“わが家”、賃貸の“わが家”、のいずれであろうとも、例えおひとり様であったとしても、いろいろな社会的介護サービスを活用して可能な

限り“住み慣れたわが家、あるいは第二のわが家”で最後の看取りをしてもらえるところが、真の終の棲家であると思い、高齢者一人ひとりが幸せな人生であったと感じるに違いないと確信する次第である。“わが家”で、家族・親族と共に虐待などの“介護地獄”を見ないでよいような在宅福祉（居宅介護）サービスの量的・質的に保障された体制づくりを全ての必要な人びとに対して対応してこそ、真の“介護の社会化”であると考えている。10年前の介護保険制度施行時に、政府（国家）が全国民に向けて高らかに謳った（約束した）ことであつたはずである。

これまでも介護サービスを必要とする高齢者が、さまざまな情報提供や十分な説明を受けた上で、自分自身の自由な意思で選択、決定して入所施設で生活されてきた場合はともかくとして、もしも介護を必要とされる高齢者（あるいは若年の認知症の方々なども含めて）が心の底から人里頗離れた入所型福祉施設（昔とは質的な面でもいろいろと改善されて向上してきてるとは言え）を希望されたのではなく、あるいは希望を全く無視され、家族の都合やお役所の都合のみが優先され、選択、決定させられたならば、家族、行政ともども、人権・権利の擁護とは真反対の人権侵害であり、権利違反である。社会保険方式だとしても、特に介護保障に対して一番大きな責任は国・政府にある。家族も共犯者のように見られたり、言われたりしがちであるが、その犠牲者であるとも考えられる。

第三章 高齢者の人権・権利擁護に対して責務のある社会福祉実践者の現状と課題

—ソーシャルワーカーの人権・権利擁護に対する基本的使命・役割（サービス利用者の人権保障と人権調整）—

高齢者福祉に係わる現場（機関・施設）は、「人権の学校」と言われたり、「人権侵害・阻害（例えば、拘束、虐待、言葉の暴力など）のデパート」とも言われたりする。わが国の社会福祉関係の国家資格保持者である社会福祉士や介護福祉士など、ヒューマンサービスに従事する者は社会福祉実践に必要な知識と方法・技術の習得に止まらず、人間（高齢者）の尊厳を尊重することや個

人（高齢者）の自己決定・自己実現の支援、多世代・異文化共生社会の構築、環境権などに係わる基本的価値をしっかりと習得して置くことが重要である。

1. 国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義からの学び

☆国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義（2000年7月27日8）

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福祉（ウエルビーイング）の推進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメント（エンパワメントとも標記する）と解放を促進していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」^(註10)

2. わが国の社会福祉士の使命・役割としての人権・権利擁護

わが国の専門職のなかで、この国際ソーシャルワーカー連盟の定義しているソーシャルワーカーに一番近い専門職が「社会福祉士」とされている^(註11)。国際ソーシャルワーカー連盟の「ソーシャルワーク」の定義を全面的に受け入れて、「われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する」と、社会福祉士の倫理綱領の前文で謳っている（資料一3参照）。

それ故に、わが国の高齢者福祉に携わる専門職（専門的社会福祉実践者）のなかの一種である「社会福祉士」は、人間の尊厳（人間観）と人権に関する専門の知識（感性的な人権感覚）、ソーシャルワークに関する専門的方法・技術（技能＝スキル＜テクニク＞＋価値判断）と優れた倫理性の維持、向上が専門職としての責務であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により専門職団体を組織すると、高らかに宣言している。サービス利用

者の人権・権利擁護のために定められている具体的なものとして主なものは、以下の通りである。

1. 個人の尊厳の意義（本質）＜社会福祉的視点による個人の尊厳の尊重＞

「すべて国民は、個人として尊重される」と個人の尊厳が規定されている日本国憲法第13条は、基本的人権の中核規定である。私たち的人権は、この個人の尊厳を具体的に表現するものとして規定されている。個人の尊重とは、別の表現をすれば、私たち一人ひとりの「自己実現」あるいは「幸せ」を尊重しようということである。具体的には個々人の好きなものを食べること、寝ること、遊ぶこと、家族と一緒にいること、健康でいること等々、いろいろと有る。しかしこれらには、共通点が存在している。それは、誰にも邪魔されたり、介入されたりすることなく、自分の思い通りの生活を送ることです。すなわち、「自分らしさの実現」です。このことを最大限尊重することが「個人の尊厳」の保障である。ただし、個人の尊厳は、単なる自分の利益のみを追い求める利己主義とは違う。利己主義は、社会のなかで自分の利益のみを追求するものであり、個人の尊厳の尊重は、社会の構成員一人ひとりを大切にするというものであり、両者は本質的に違う。

高齢者福祉の現場では、サービスを利用している（あるいは何らかのサービスを利用したいと思っている）高齢者自身が何を生きる喜びとし、何を自分らしさとしているかを日頃から観察・理解していると、それを実現できるように支援することにつながる。

なお、個人の尊厳の尊重を具体化する人権の性質（本質）には、人権の固有性、不可侵性、普遍性がある。

2. プライバシー権と肖像権^(註12)

- ① プライバシー権：私生活をみだりに公開させないことを法的に保障する権利のこと^(註13)
- ② 福祉的視点によるサービス利用者のプライバシー権の保護
- ③ 肖像権：プライバシー権の一つとして肖像権がある。^(註14)

3. 自己決定権：個人が自己に関する事柄について、誰にも干渉・介入されることなく自らの判断で決定することができる権利をいう。
4. 高齢者福祉実践者（ソーシャルワーカーに限定して）の個人の尊厳の尊重の擁護のための基本的行動
 - ① 日常生活で利用者と言語や身振り・感情表現などの非言語を通してコミュニケーションを図り、その人らしい生活とは何かを理解するよう努めること
 - ② サービス利用者の自己決定を尊重し、支援者の価値観の押し付けはひかえること
 - ③ サービス利用者を対等な社会の一員として敬意ある態度で迎える感情と環境を形成すること
 - ④ サービス利用者自身の力を信じ、自立（自律）支援を心掛けること
 - ⑤ 社会的なハンディキャップや不正義に対しては、サービス利用者の弁護士・代弁者（アドボケイター）として利用者の人権や権利を擁護すること
 - ⑥ サービス利用者の人権・権利と他者の人権・権利が衝突するときは、サービス利用者の必要最小限の人権制約（人権の調整）をこころがけること

第四章 高齢者福祉実践に携わる専門職（ソーシャルワーカーなど）の“人権”の視点からのアプローチと実践のあり方

1. 高齢者福祉実践に対する人権の視点からのアプローチ

筆者は大きく分類して、以下の2つのアプローチが考えられると思う。

（1）法学的アプローチ

このアプローチは、「社会福祉」ないし「高齢者福祉」を一つの人権・権利体系と見なし、国家（＝国権）との関わりで社会福祉が国民一人ひとり（個人）に対してどのように保障されているか（日本国憲法に謳われている“主権在民”）について学ぶということにポイントを置いている。既存の高齢者福祉関連の道徳的・倫理的規範<世界人権宣言、高齢者福祉に関係した内外の各種原理・原則など>と社会的規範（法律など）

の下で高齢者の人権・権利が保障されるべきだという視点に立脚しており、高齢者福祉に関する思想・理念・倫理・原理・原則の確立を目指したものである。

(2) 社会学的アプローチ

このアプローチは、現在の（社会福祉及び）社会福祉実践の実態から人権・権利を検証することにポイントを置いたものである。例えば、高齢者福祉関連法の上では高齢者の人権・権利が保障されていても日常の社会生活のなかで、高齢者一人ひとりの社会福祉に関する人権・権利が真に擁護されているか否かを検証するものである。

2. 福祉現場での人権・権利擁護—実定法に基づいた人権・権利の擁護—

福祉の現場、特に入所（居住）型福祉施設において人権問題・課題（例えば職員による高齢者虐待や利用者間での暴力などのいじめなど）が発生したときには、ソーシャルワーカーは、どの人権・権利が誰によって、いつから侵害されているのかを確認し、人権の回復を図るとともに、その人らしい生活が実現できているのかを確認することが大切である。そのためにはまず、福祉の現場内に第三者委員会を設置して適切な運用をすることが必要である。なお、予防的措置としては、サービス提供者はサービス利用を希望している人びと及び彼・彼女の家族や法定後見人に対して前もって、きちんと正確に理解できるような情報の提供並びにそれについての十分な説明責任を課することが必要である。

3. 高齢者（及びその家族・親族等）の真の人権・権利擁護支援のあり方

① 公的な制度下でのアドボカシー（弁護・代弁）活動—利用者本位と自己決定を保障するエンパワメント活動による支援のあり方—

ソーシャルワークの基本原則の一つに「自己決定」という原則がある。しかし、支援を必要とする高齢者のなかには、しょうがい（障害）や疾病のために判断能力が低下している方（人びと）も少なくない。こうした高齢者への支援においては、利用者の権利意思を高めたり、引き出したりするためのエンパワメントが必要である。それでもなお利用者一人の意思だけでは自己選択・自己決定ができない場合もある。そのような場合にはサー

ビス利用者本人に代わって意思表示をする代弁や、その人の人権・権利を保障する権利擁護 {制度} が不可欠になる。また、財産管理が必要な場合は、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業（当初は『地域福祉権利擁護事業』と言われていた）」などの関連諸制度を積極的に活用していくことも必要である。

②ソーシャルアクション支援のあり方

高齢（者）当事者及びその家族がどのような身体的、精神的、社会的状況におかれていても、利用者固有のコスモスに立脚し、その状況にある利用者の自己実現と社会的（自律・自立）への支援を目標に、利用者（その家族を含む）の身体的・心理的（精神的）・社会的、スピリチュアルなニーズに最大限応答することがソーシャルワーカー並びにケアワーカーとしての使命であり、責務（任務）であると認識することが大切である。

③高齢者のためのアドボカシー機能を担うNPO（特定非営利活動）など市民団体の存在の大切さ

例えばアメリカでは、約3,900万人もの会員をもつ「AARP」というNPOが存在し、アメリカの社会保障・高齢者（福祉など多様な内容を包含する）政策に対してロビー活動やアドボカシー活動を活発に行なっている。アメリカで「定年退職制度」が撤廃されたのは、こうしたNPOによるソーシャルアクション（対抗運動）があったからだともいわれている。

④福祉オンブズパーソン支援の役割^(註15)

わが国の社会福祉制度・政策のなかで、とりわけ高齢者福祉やしょうがい者（児）福祉は介護保険制度や障害者自立支援法を中核とした高齢者やしょうがい者（児）福祉制度・政策は、人権・権利擁護の根幹を謳っている「日本国憲法」の関係の深い条文や「老人福祉法」や三障害を対象とした3つの障害者福祉法に基づくサービスの利用者の視点に立った権利擁護の制度・政策が欠落しており、今後ますます制度としての福祉オンブズパーソンが必要不可欠になってきている。全国各地では草の根的な福祉オンブズパーソン（一般市民によるもの）が、野火のように発展しつつあるが、この源流（潮流）は生活問題・課題に陥った人びとの権利を真に保障する

こと（ヒューマン・セイフティネットを確立すること）のできる社会的サービスを求めているようにする、当事者・利用者サイドから湧き起ってきたソーシャルアクション（対抗運動）である。^(註16)

今求められていることは、権利擁護の実効を上げうる、実質を伴った福祉オンズパーソンを制度化していくための道筋を明らかにすることである。^(註17)

終章 わが国において今後社会福祉、とりわけ高齢者の真の人権・権利擁護を確立するための課題と展望

高齢者には古今東西、多かれ少なかれ、「老人差別（エイジズム）」が付きまとうことを避けて通ることができない。

それ故に、高齢者を対象とした社会福祉実践のためには、専門職としての社会福祉士や介護福祉士などは絶えず人権の視点から学び、考え、胆力をもって行動することが必要である。介護保険制度施行と平行して一連の権利擁護事業・介護支援サービスとして実践しているソーシャルワーカーやケアマネジャー（介護支援専門員）など社会福祉実践者たちの大半は、サービス利用者あるいは当事者の基本的人権を護る（擁護する）ことよりも制度・政策の枠組みに規制、拘束された“社会的サービスとしての権利擁護サービス”への関心が次第に高まってきている。この実態は、サービス利用者や当事者一人ひとりの人間としての尊厳性の尊重や個々人の生活実態に立脚した基本的人権の保障のための権利擁護活動が脆弱化してきていることを意味している。ソーシャルワーカーとしての権利擁護事業とサービス支援事業への取り組み、アドボカシーやソーシャルアクションへの取り組みのバランスが失われてしまうと、社会福祉実践者の使命が本末転倒の事態を招いてしまうことになる。

既に第IV章で社会福祉と人権ならびに権利を論ずる場合には、2つのアプローチがあると述べたが、筆者は社会福祉実践におけるサービス利用者とサービス提供者としての社会福祉実践者（ソーシャルワーカー、ケアワーカー等）間における人権・権利の擁護に関しては、「社会学的アプローチ」がより有効なアプローチと判断している。なぜなら、社会福祉（高齢者福祉を包含した）を学

ぶ者として重要なことは、私たちが福祉の対象をどのように認識し、どのようにかかわろうとしているのか、換言すれば、現代社会において「老い」や「しょうがい（障害）」をどのような価値観・人間観を持って認識し、いかに対処（課題・問題の予防・改善・解決）しようとしているのか、私たち自身が（このことを）きちんと自覚することが実践的にも理論的にも重要だからである。

さらに、社会福祉における人権の保障は、法制度上の規範を基に社会福祉実践（ソーシャルワーク）を通して実現が図られるという点も認識しておかなければならない。なぜなら、社会福祉の分野においては、クライアント（＝社会福祉の課題・問題を抱えていて、社会福祉の専門的・非専門的援助・サービスを利用している人）の権利保障は、具体的な相談援助・支援・さまざまなサービスを通して実現され、それは社会福祉に従事する者（社会福祉援助者／社会福祉実践者）によって具現化されるという特質があるからである。クライアントの人権が十分に保障されるためには、法（あるいは理念）の整備が“必要条件”であり、ソーシャルワークあるいはケアワーク実践が“十分条件”となるのである。

禅問答のような表現になるが、「平和」なくして「人権」はない。「人権」なくして「平和」はない。したがって、「（社会）福祉＝人びとの幸福」なくして「人権」はない。「人権」なくして「（社会）福祉＝人びとの幸福」の実現はない。「希望＝変革」なくして「世代間共生社会の構築」はない。

高齢者一人ひとりの基本的人権・権利の保障なくして、高齢者一人ひとりの幸福感・幸福度も高まらないのである。

“措置から契約へ”という表面的には耳障りの良い制度の下で、介護保険制度に規定されている大半のサービスは社会福祉構造改革という大義名分の下に、規制緩和によって準市場化し、競争の原理に基づいて当事者・利用者へ提供されている。「高齢者福祉」という美名の下で、利用できるサービスの量と質の保障も金次第の時代に突入している。国の財政難という泣き言によって、高齢者の人権侵害・阻害が決して存在してはならない。

世界の人権思想及びヒューマンサービス制度・政策の基本的模範とされたのが、「アメリカ独立宣言」と「フランス人権宣言」である。

トマス・ジェファーソン（アメリカ第3代大統領）らの起草によるアメリカの独立宣言は、1776年6月28日の大陸会議（continental congress）に提案された。この独立宣言は、トマス・ジェファーソン自身の思想表現というよりは当時のアメリカ人の精神の表明であり、それはジョン・ロック流のイギリス制度思想がアメリカ的環境において精神的風土化されたものである。

「われわれは自明の真理として、すべての人は創造主によって平等に造られ、創造主によって一定の奪いがたい天賦の諸権利を付与され、その中に生命、自由、そして幸福の追求の含まれることを信じる。」（『アメリカ独立宣言』より引用）

アメリカ史を学んだ者なら誰もが一度は『アメリカ独立宣言』と共に目を通すのが、次の有名な言葉である。「汝において倦み、貧しく、自由の呼吸を求める者たちの群れを、汝の賑わいの岸辺に打ち捨てられし敗残の者、嵐に追われ、家なきものたちをわがもとへ送りつけよ、われ黄金の扉の片えに、わが灯を掲げよう。」（「自由の女神」像の台座に刻まれたエマ・ラマスの言葉）

アメリカにおいては18世紀に、上述のような立派な内容の『アメリカ独立宣言』が合衆国国民に向けて発信された。当初はアメリカ民主主義の理想とアメリカ合衆国が平等と機会均等の国であることを表明していると思われる。2世紀以上の年月が経過した今のアメリカは、どのようになっているのであろうか。

『ルポ 貧困大国アメリカ』、『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』等の著者でもある堤未果氏は、新進気鋭の作家・ジャーナリストである。2010年4月に出版された彼女の最新書（作）である『アメリカから＜自由＞が消える』（扶桑社新書）の「おわりに」の冒頭から次のように述べている。「＜建国の父＞のひとりであり、のちに第4代アメリカ大統領となったジェームズ・マジソンは、合衆国憲法起草に関わった際こんな言葉を残している。『民主主義にとって最大の脅威とは＜戦争＞や＜安全保障＞の名の下に、司法、立法、行政などすべての権力が一箇所に集中することだ』それから200年以上が経ち、ブッシュ政権下で加速する大統領独裁に対し、警告を発した最高裁判所裁判官によって、彼の言葉は再び注目を集めている。その根底にあるのは、令状なしの逮捕や政

府による盗聴、裁判なしの軍事法廷の設置、反体制的人物への攻撃やメディア支配、そして戒厳令まがいの自由の制限など、かって建国者たちが恐れたことの数々が、再び息を吹き返したことに対する危機感だ。違いがあるとすれば、それらがかつてのようにわかりやすい形ではなく、平和に見える日常のなか、少しずつ進んでいることだろう。それは、今は亡き偉大な歴史学者ハワード・ジンが、死の直前まで語り続けていたこと一人々が過去を振り返り、歴史をひも解くことがいかに重要かということにつながってゆく。今でも覚えている。9・11直後に私の職場にあった異様な雰囲気について。人びとがテロの原因や対テロ戦争の是非について話すのを、ことごとく嫌がった時のことを。『テロリストは何故アメリカを攻撃したのか』、『愛国者法は、私たちをテロから守ってくれるのか』、『アメリカの外交政策に問題はないのか』、みなそういう問いには黙って首を振るか、すぐに話題を別なものに変えてしまう。彼らの興味は犠牲者の遺族への同情とテロリストの残忍性、自分と家族の安全のためにどの銃を手に入れるべきかという感情的な内容に集中していた。勤めていた会社の駐車場にある車に貼られた、『アメリカは負けない』、『テロとの戦いに勝利する！』などのステッカーは毎日増えてゆき、IT部門の社員のひとり、テロについて検索するとパソコンがフリーズすると不満を漏らす私に、慌てた様子でこう言った。『気をつけて、あまり政治的なことを話したり調べたりすると、君自身がテロリスト側だと思われて、目をつけられるかもしれないよ。』

政権が交代し大統領がブッシュからオバマに代わった後もずっと続いているこの閉塞感の正体はハワード・ジンの言うように歴史を検証しなければ、決して見えなかつただろう。歴史を振り返れば、〈言論の自由〉を押さえ込むためにつくり出された日常のなかのさまざまな仕掛け、それらに煽られ人びとの間に拡大していく〈恐怖〉。その〈恐怖〉に私たちの無知と無関心が力を与えてしまい、いつの間にか〈言論の自由〉が押さえこまれ、社会全体が閉じられていくのだ。

9・11直後のアメリカで私が目にした『人は理解できないものに〈恐怖〉を抱く』という法則は、時代や国によってさまざまなバリエーションで使われる。たとえテレビやラジオ、新聞や裁判など、さまざまな民主主義の〈形〉が

残っていたとしても、学校や職場、政党内で自由な議論がなされているかどうか、しっかりチェックする必要がある。『反対意見を言う余地や、市民の自由・選択肢が以前より制限されている』と、私たちが少しでも感じているかどうか。それを感じ取るアンテナの精度は、与えられた情報量とその質に比例する。劇場型のメディアだけにしか触れないのならば、社会で起きていることは皮膚感覚でしか受け止められなくなるであろう。本当に知る必要のあるニュースの大半は、視界から姿を消している。自らの頭で考え、検証し、疑問を持つことをやめてしまえば、真実とそうでないものを選び分けることはとても難しい。

<恐怖>に打ち勝つ一番の方法は、何が起きているかを正確に知ることだ。9・11以降、アメリカに出回った<愛国心>という言葉。命の危険を顧みず<言論の自由>を守ろうと動き続けるアメリカ市民は教えてくれた。<愛国心>というものは、星条旗を掲げることや大統領の言葉を鵜呑みにすることで、はけっしてなく、政府の憲法の理念を守らせることに主権者として責任を持つことだと。……………(略)……………。

奴隷制廃止や公民権運動、女性参政権やベトナム反戦運動など、アメリカにとって自由の象徴である歴史的な出来事はどれも、政府からの情報や戦争の勝利がきっかけになったのではなく、普通の人びとが自らの手でつかんだ真実を拡げ続けた結果、勝ち取ってきたものだからだ。それは『テロとの戦い』と同様、時間も国境も越えている。たったひとつ違いがあるとすれば、このことが紛れもない<真実>であることだろう。」(堤未果 2010: 194-8)

大変長い引用となってしまったが、堤氏がジャーナリストの眼で現実を冷静に正しく観察し、事実に基づいて考察した結果が、第二次世界大戦後ひたすらアメリカの後を追っているわが国にも色濃く反映されてきている。社会福祉、とりわけ高齢者福祉に対しても高齢者・要介護高齢者の尊厳の尊重や基本的人権・権利の擁護(医療、教育、戦争までも同様な状況に進行していると堤氏は別のアメリカレポートでしっかりと捉えている)^(註18) に関してもアメリカに追随して、全く同じ方向に向かって進んできている。堤氏と同じように捉え、海の向こうに生じているさまざまな警告を政治家、行政関係者、教育・研究者に向けて発信続けているジャーナリストや教育・研究者、普通の日本人たちも

少なからず存在していると思うが、日本人はアメリカ人と違って、真の「民主主義」を国民自ら勝ち取る闘いの経験が非常に乏しい国民なので、政治家や行政官僚の意識変革を迫るだけの市民運動を行うエネルギーも方法もいまだに身に付けた国民の数が著しく乏しい。

糸賀一雄の著書：『この子らを世の光に』（「“この子らを世の光を”ではなく、“この子らを世の光に”」）において、混乱した福祉の思想を歴史的に検討し、社会の構造的な矛盾にメスを加え、将来のあり方を示唆している。問題の解決は、人間の生存権と価値観の再認識にあり、不幸な人たち（しょうがい者は不幸ですか？）に何をしてやるかということではなく、彼らと共にどのような生き方をするかということであると、主張している。

これから超少子高齢社会がますます進行するわが国においては、高齢者自身が自らの老人パワー（老人力/老人の底力）を発揮し、若者たちと連帯、協同して長生きすることを幸福と感じられる共生社会を構築するための自律的な努力が問われていると思う。

最後にエミール・ブルンナーの名言を紹介して、本稿を綴じることにする。^(註19)

☆「正義は愛に先行し、愛は正義を全うする。」

註

1) わが国の人権と権利に関する基本的なかたちは、日本国憲法を構成している103の条文全体で示している。特に日本国憲法の基本原理である国民主権、人権尊重、平和主義によって説明できる。一般に“人権”という用語は、日本国憲法に規定する、国家権力（為政者）から国民一人ひとりの人権として定められた利益を保障する、という意味で使用されている。

今日、“人権”の言葉の由来、意味、用法は、欧米社会の文化的背景を前提としたものである。しかし、私たちにとって最も大切なことは、“人権”という言葉によって実現しようとした思想（考え方）の理解であり、欧米社会の文化と日本やアジア、その他の社会の文化を尊重した人権の言葉の意味、用法に配慮することが人権の理解には必要である。ただし、西欧へのヘゲモ

ニー（Hegemonie：ドイツ語・指導権）に抵抗する政治的な意図による、ある特定社会の文化の特殊性の強調には注意が必要ではないか（アマルティア・セン著／大石リナ訳『貧困の克服』＜集英社新書＞集英社 62 ページ以降で述べている）と問いかけている。

2) 日本人の 2009 年の平均寿命は女性が 86.44 歳、男性が 79.59 歳で、いずれも 4 年続けて過去最高を更新したことが、7 月 26 日、厚生労働省が公表した「簡易生命表」でわかった。女性は 2008 年より 0.39 歳延び、25 年連続世界一。男性も 0.30 歳延びたが、2008 年の第 4 位から第 5 位に順位を下げた。第 4 位より下になったのは、1973 年以来 36 年ぶり。男女差は 6.85 歳で、昨年より 0.09 歳広がった。男性が下がった理由は「ほかの国も寿命が延びた相対的なもの」と説明している。女性の第 2 位は香港の 86.1 歳、第 3 位はフランスの 84.5 歳、第 4 位はスイス 84.4 歳、第 5 位はスペイン 84.27 歳。男性は第 1 位がカタールの 81.0 歳、第 2 位は香港の 79.8 歳で、第 3 位はアイスランドとスイスが 79.7 歳で並んだ。

3) わが国は国際連合の「障害者権利条約」に 2007 年 9 月に署名したが、いまだに批准していない。批准するためには、同条約の内容に抵触する国内法を改正しなければならない。そのための作業が今、行われている。「障害者権利条約」では、「障害に基づく差別」として、「あらゆる区別・排除・制限」を挙げているほか、「合理的配慮を行わないこと」をも挙げている。障害者の就労や教育に関して企業や学校が障害者にも働けるようにしたり、勉強することができるようにするための“合理的配慮”をしないことは「差別なのだ」としているのである。このことに対して慎英弘（シン・ヨンホン）＜四天王寺大学大学院教授＞は、これだけを取り上げると「障害者権利条約」は画期的な条約だと思ってしまう。“合理的配慮”の中身を詳細に検討すると、そのような考えは吹っ飛んでしまうだろう。“合理的配慮”とは、障害者がすべての人権及び基本的自由を共有し、また行使するための「必要かつ適切〔適当〕な変更及び調整」をすることとされている。その調整等をする際に

は、「不釣り合いな、または過重な負担を課さない」ことが条件にされているのである。この「過重な負担」、言い換えると「過度な負担」を課さない対象は2種類がある。一つは利用者である「障害者」に対して「過度な負担を掛けないこと」であり、他の一つは学校をはじめ「配慮する側」に対して過度な負担を掛けないこと」の2種である。後者の場合は、学校をはじめとして、企業等の行う配慮は学校や企業に負担にならないならば、しなければならぬが、負担になるのであれば、しなくても良いということである。

この解釈は、私が曲解しているのではない。そもそも「合理的配慮」と訳すことに疑問があると言える。直訳すると「道理をわきまえた便宜」、「分別のある便宜」である。そればかりではない。前述の引用「適切」に「適当」を付けたのは、両方の訳があるからである。「適切」と「適当」は、それらの表す内容が明らかに違ってくる。

以上のことから言えることは、権利条約は二面性を持っていると言える。わが国において「障害者権利条約」が批准されたら障害者を取り巻く状況が大きく変わる可能性がある反面、現状を固定しかねない恐れがある。従って、例えこの権利条約を批准したとしても、これから先もとまることなく障害者による運動は続くことになる。

4) ルネ・サンド賞は、社会事業（社会福祉事業実践）の先駆者であり、その全生涯が社会の進歩に対する信念につらぬかれ、人権の価値を確信することによって人間関係における正義の勝利を確信しておられたルネ・サンド博士の遺業を顕彰して、2年おきに開かれる国際社会事業会議の中で授与されるものである。

5) () 中の「社会福祉事業・ソーシャルワーク」という用語は、筆者が加筆したものである。

6) 1968年8月、フィンランド共和国の首都ヘルシンキで開催された国際社会事業会議の第14回大会の全体会議で行われた、ピエール・ラロック氏の

講演「人権、社会事業および社会政策」は、その後、同氏の手で加筆訂正された同名の論文が、フランスの代表的法律雑誌 *Droit social* の 1968 年 12 月号に掲載された。

この論文はその後、藤井良治氏によって翻訳された。その全文は、健康保険組合連合会編（1972）「国際社会保障研究」（第 8 号）健康保険組合連合会の 22 頁－32 頁に掲載されている。

7) この人権に関する概念規定は、法務省人権擁護局が発行している「パンフレット」より抜粋して引用したものである。

8) 最近世界的に経済的指標と違って、幸福に関する他の指標を使って、幸福度（指数）の世界的な調査結果の比較が相次いで発表されている。2005 年にはオランダのエラスムス大学が第 1 位はデンマークと発表したのを皮切りに、翌 2006 年には英国のレスター大学が、178 か国中第 1 位デンマーク、日本は第 90 位と発表した。2008 年には米国のミシガン大学が 97 か国を調べた結果を公表した。デンマークが第 1 位、日本は第 43 位という残念な順位であった。

わが国においても、内閣府が 2010 年 4 月 27 日に発表した国民生活選好度調査で、自分がどれだけ幸せと感じているかを数字で示す「幸福度」を発表した。鳩山政権は今回の調査結果も生かして、国内総生産（GDP）などの経済に代わる「国民の幸せの度合いを示す新たな指標づくりを進める方針」のようである。今回の調査の概要は、「とても幸せ」（10 点）から「とても不幸」（0 点）まで 11 段階で幸福度を質問した。その結果、平均は 6.5 点。11 年前に行った同様の調査の 6.3 点を 0.2 点上回った。7 点以上をつけた人が全体の 54% だった。「幸せ」と感じている割合は男性より女性の方が高く、高齢者で低くなる傾向があった。また、30 歳代の幸福感度が高くと高く、特に 10 点中 7 点以上の幸福感があると答えた者の割合は 61%。この傾向は年齢階層あがるにつれ低下し、70 歳代は 44% だった。

同様の調査を行っている欧州 28 カ国の平均は、6.9 点。最高はデンマー

ク（8.4点）で、北欧の国々や、英国（7.4点）、フランス（7.1点）などが高い。日本は、東欧諸国やロシア（6.0点）を上回ったが、主要各国を軒並み下回った。

幸福感を判断する際に重視した事項は、（1）健康状態（69.7%）、（2）家族関係（66.4%）、（3）家計状況（65.4%）の順に多かった。

政府が取り組むべき課題では「安心できる年金制度」が最高で69.2%、「安心して子どもを育てられる社会」（64.9%）、「雇用や居住の安定」（48.1%）。「質の高い医療サービス」は第4位で41.9%だった。

今回の調査は、無作為抽出した全国の15歳以上80歳未満の4,000人を対象に2010年3月に実施、73%の2,900人が回答した。

政治がこのような「幸福度指標」を作成し、政治の目的として使おうとすることに對して疑問を投げかける識者もいる。元世界銀行副総裁の西水美恵子氏もそのひとりで、「国民の幸福度など測っても無駄です。そもそも幸せは測れないもの。国民総生産は生産物を市場価格に換算して足し合わせる。ところが幸福は人それぞれ、市場価格などで換算できず足し算できない。『測れるものは必ず管理される』という言葉があります。国民の幸福を無理に数値化すると、国が間違った指標を管理しようとして危険なことになります。ブータンの国民総幸福量がお手本とされますが、これは誤解です。国民総幸福量指標ではなく、ブータンが長年貫いてきた政治哲学です。前国王の雷龍王4世が海外メディアに『国民総生産より国民総幸福量のほうが大切だ』と話した言葉がひとり歩きしたのです。前国王の意図は『国民の幸せを注視に据えて国を治めるは常識で、経済成長は幸福を実現するための手段である』ということ。国民総幸福量の追求は公共政策哲学なのです。日本の政治家は、幸福度を測って何に使うつもりなのか。必要なのは物差しではなく哲学です。

幸福追求に重きを置くと、経済成長が軽視されると懸念する人もいますが、西水氏は、目的は国民の幸せ、経済成長は重要な手段です。目的と手段を取り違えてはいけません。『ブータン2020』という国家ビジョンでは、自然環境や文化伝統を破壊し、家族や友人、地域社会のきずなを犠牲にするような経済成長は追及せず、人が安らかに住める国をつくと宣言しています。こ

うしたビジョンを掲げながら、一人あたりの国民所得が南アジア第2位となるまでの成長を遂げました。

なぜ、ブータンではうまくいったのでしょうか。人口約75万人のブータンは、北に中国、南のインドと大陸に挟まれ国会存続の危機を常に抱えています。武装しても勝ち目はない。国をまもるのは人心しかないのです。国民総幸福量は、国家安全保障戦略でもあります。10代で即位した雷龍王4世は、巢雲煙かけて国中を回って国民の声を直接聞き『国の安泰もたらすものは国民の幸せだ』と学んだのです。

翻って日本の政治家をみると、本気度が足りない。真剣に国民の目線から国を治めようとするなら、1円も無駄にできない高齢の年金生活者の生活を1日でも体験してはどうか。国の役割は、国民一人ひとりが努力して幸せになる上での障害を取り除くことです。日本は憲法第13条で『幸福追求権に対する国民の権利』を基本的人権として認めています。時間の浪費にすぎない幸福度指標より、政治のあり方を本気で考えてほしいとおもいます。(インタビュー・領空侵犯：幸福度指標は無駄一物差しより政治哲学を) <2010年6月21日日本経済新聞 朝刊 5面より引用>

かつて作家の村上龍氏は『希望の国のエクソダス』のなかで、「この国には何でもある。本当にいろいろのものがああります。だが、希望だけがない」と述べている。確かに年間自殺者が3万人を超えることが常態化している今の日本には希望があるとは言えないのかもしれない。

近年、東京大学が希望学講座をうちたて、希望そのものを研究対象として話題になったことは周知のとおりである。そこでは、希望を「幸福」「安心」「リスク」「楽観」といった概念と対比しつつ、その輪郭を描きだした。それによると、「幸福は持続することが求められるのに対し、希望は変革のために求められる」。『安心には結果が必要とされるが、希望には模索のプロセスこそが必要』などとしつつ、希望を「具体的な何かを行動によって実現しようとする願望」だと定義した。

実は、ここで言う、「具体的な何かを行動によって実現しようとする願望」である「希望」こそは、東京大学の「希望学講座」のアカデミックな知見を

待たずとも、キリスト教が2000年に渡って連綿と継承してきたエートスである。そしてわが国のキリスト教会も必ずしも可視化してきたとはいえないが、それを半世紀に渡って伝えてきたメッセージであったと言える。パウロは「希望の源である神」（ローマの信徒への手紙：第15章第13節）と述べ、希望それ自体の源泉が神そのものであるとして、“信仰”・“希望”・“愛”を伝えたパウロに共通する思想であり、これこそキリスト教社会福祉そのものの根本的エートスでもあろう。希望を奪われつつあるいのちの今日的状況にある時代にこそ、「地の塩」、「世の光」として真の希望の燈台、希望の源について言語化して試みる必要がある。いのちの希望を見つめて（希望）に抗う希望を生きる。（ローマの信徒への手紙：第14章第17～19節）

- 9) 詳細については、ジム・マンセル／ケント・エリクソン編著／中園康夫／末光茂監訳（2000）『脱施設化と地域生活—英国・北欧・米国における比較研究—』を参照。
- 10) 但し、日本を代表して国際ソーシャルワーカー連盟に正式に（公式に）加入している団体名は「日本ソーシャルワーカー協会〈J A S W〉」のみである。
- 11) これらは“新しい人権”と言われているものの一つである。第9条の見直しと共に、これらの新しい人権・権利を加えるためにも還暦を過ぎてアメリカから半ば強制的に与えられた日本国憲法を改正すべきであるという主張がある。憲法改正の賛否を国民に問うための国民投票法はすでにいつでも施行できる状態にある。
- 12) 欧米で誕生したソーシャルワーカー＝社会福祉士といえるのであろうか。社会福祉士法は、「介護福祉士法」と共に1987年に創設され、2007年に改正された「社会福祉及び介護福祉士法」の第1章：総則の第2条で社会福祉士について定義している。この法律において「社会福祉士」とは、第28条

の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

さて、この問いに関連したこととして、2010年度「日本ソーシャルワーカー学会」第27回全国大会は、「日本社会福祉実践理論学会」から「日本ソーシャルワーカー学会」と名称を変更した最初の記念すべき大会であり、7月3日～4日に明治学院大学で開催された。当番校が掲げた大会テーマは「どこまでソーシャルワーク化できたのか」である。大会長の松原康雄氏は大会プログラムの冒頭において大会テーマの趣旨について次のように述べている。

自虐的響きにも似た大会テーマをあえて掲げた理由は、本学会のこれまでの取り組み（26回の大会）を総括することで、学会としての新たにとり組むべき課題を共有したいとする願いがあるからである。

ソーシャルワークに関する研究が日本で本格化したのは第二次世界大戦後のことであった。それ以降、研究成果に対する評価は、「横文字を縦文字にするだけ」と揶揄されてきたことに象徴されるが、決して高いものではなかった。かかる事態に呼応してのことか、これまでに「日本の展開」「土着化」「専門職としての専門性」「資格制度」「支援スキル」「科学化」「研究方法」等々が主な研究課題として挙げられてきた。そこには、研究や実践の展開過程に見られたソーシャルワークの「曖昧性」を克服せんがための努力をうかがわせるものが多い。

この間、社会福祉専門職の「国家試験」が制度化され、すでに「20年」が経過した。本制度は、かかる関係者の努力をいかに後押ししてきたのであろう。ソーシャルワークは、本制度の下で「社会福祉援助技術」と呼称を変えたものの、受験資格取得にあたって主要科目の一つとしての位置を与えられた。ところが、関連法に定められた「相談援助」は「ソーシャルワーク機能の全てか」との問いかけを生んだように、ソーシャルワークに関する研究

は、従前の理論や実践の体系とは必ずしも一致しない内容からなる「社会福祉援助技術」と如何に整合性を持たせるかの課題を抱え込むことになった。多くの社会福祉系大学では、受験資格付与のために「相談援助の理論」を教授する一方で、「相談援助」のイメージと些か異なるソーシャルワークの研究成果については、「余力」のある範囲で学生に伝えることを余儀なくされることになった。

日本のソーシャルワーク状況について、多くの先覚は、専門職実践の基底を支える「基礎となる学問 (discipline)」の内実が脆弱なレベルにあることと相俟って、行為・行動に関する思考の「形式」「方法」「枠組み」も一定の共通性を定立できずにあり、今なお専門性を唱える上で必要な共通基盤や大義への同一化も図りにくい事態にあることを指摘してきた。ソーシャルワークと似て非なる構造を固定化させた「国家試験」制度の現実を鑑みる時、この「20年」の間、日本におけるソーシャルワークの研究のみならず実践においても、質の低下に拍車がかかった事実はまったくないのであろうか。

ここで、改めて問いかけてみたい。ソーシャルワーカーとは一体誰のことをいうのかと。日本における社会福祉現場においてソーシャルワーカーはいかなる貢献をなし得たのかと。かかる問いかけを「どこまでソーシャルワーク化できるのか」と標記し、多くの時間と労力をツイヤしてきたこれまでのソーシャルワーカーに関する研究の到達水準について、自己点検・自己評価してみる機会となることを企画して今年度の学会大会を運営してみたいと考えている。その結果、時代がソーシャルワーカーに何を求めているのかの議論へと発展していくことを期待してみたい。(日本ソーシャルワーカー学会第27回大会プログラムの冒頭の「第27回学会大会テーマの趣旨」より引用)

一方では、今、見直しを必要とするか否か、見直しを必要とする場合には、どのような理由で、どこをどのように修正するのか等を具体的に検討する為に、加盟校宛にパブリックコメントの提出の要請が来ている。今、社団法人日本社会福祉士養成校協会(JASCSW)から、この定義が作られてから10年経ったので、検討して欲しいという主旨で、メールが送信されて来たのであろう。

また、日本ソーシャルワーカー学会第27回大会においても前述の国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義が話題となったようである。

- 13) この権利は、他人によってカメラなどを使って自己の肖像をみだりに撮られたり利用されたりしない権利をいう。
- 14) この権利は、広い意味のプライバシー権の一種と考えられている。しかし、内容は曖昧で、裁判例（判例）で正面からこの権利を認めたものはない。
- 15) 「オンブズマン」／「福祉オンブズマン」と言われるほうが多い。
- 16) 福岡市を拠点として活動している「介護保険に怒る一揆の会」は、介護保険法の制定及びその施行とほぼ時期を同じくして設立された。この会の中心的メンバーは、介護保険制度の対象となる第一号被保険者（65歳以上の方々）である。この会是一种の当事者団体で、主たる活動内容は所得の少ない会員の保険料やサービス利用料の一割負担の減免を求めて市当局と集団交渉を行ったり、運動行動に際しては、事前に当事者の生の声を聞いたり、学識経験者や行政の担当責任者等を招いて学習会を開催したり、会報を毎月一回発行、送付して会員への広報や啓発活動を行ってきた。2009年11月には記念すべき第100号が発行された。現在も発行回数を更新し続けている。福岡市内だけでなく福岡県内の市町村、九州各県、東京、大阪等全国に向けて当事者運動の輪を広げてきている。介護保険制度以外にも、年金制度問題・課題、医療保険制度、とりわけ後期高齢者医療制度の廃止に向けての運動等、高齢者の尊厳、生命、生活に関わる事柄に対して総合的な運動を継続している。会のリーダーの高齢化という課題等も抱えている。
- 17) 毎日新聞東京本社版 2009年12月7日 朝刊の紙面に以下の内容が書かれている。

障害者自立支援法廃止後の法制度全体に当事者の声を直接反映させるため、

政府は近く『障がい者制度改革推進本部』（本部長・鳩山由紀夫首相）を設置し、本部内にメンバー 20 人中 11 人を障害者や障害者団体幹部とする「制度改革推進委員会」を設けることを決めた。障害者が議論・調査して政策作りに直接参加し、責任も持つ初の仕組みで、支援法に代わる新法など法制度全般を協議。発達障害も対象とするなど障害範囲の見直しや現制度に代わるサービス給付体系の検討も進める。

障害者団体代表らは『責任は重い、主体となる意味は大きい』と受け止める。01 年設置の従来の政府の障害者施策推進本部では、中心は省庁職員らの「課長会議」などで、障害者が主体となる受け皿はなかった。新政権の「本部」に置く推進委員「ヒヤリング対象ではなく、政策決定のエンジン役」（民主党議員）を目指す。推進委委員会の下には専門チームを設け▽支援法に代わる「障がい者総合福祉法」▽虐待の早期発見・救済を図る障害者虐待防止法▽08 年 5 月発効の国連障害者権利条約の締結に向けた障害者基本法改正……などを検討する。……………省略……………

障害者の人権問題に詳しい障害者団体の一人は『今までは政府と対立する構図だったが、政府に参画するとすればどれだけのものができるか。次世代に大きな責任を負うことになる』と話す。（野倉 恵）」（毎日新聞東京本社版 2009 年 12 月 7 日 朝刊 掲載記事より引用）

- 18) 堤未果氏のアメリカに関する一連のレポートに共通している。詳細については、参考文献として明記している彼女の著書を読んでいただきたい。
- 19) エミール・ブルンナー（1889～1966）はスイスの神学者であり、彼の著作に由来して“ブルンナー主義”といわれる一つの神学思想を持っていた。ブルンナーはケルケゴール（1813～1855）の影響を受け、新正統主義者の一人と見なされている。K.バルトとは異なり、神と人間との「接合点」を積極的に肯定し、神と人間の出会いを強調する。〔Donald・K・マッキム著／高柳俊一他監修（2002）『キリスト教神学用語辞典』日本キリスト教団出版局 p.171 を参照〕

引用・参考文献

- ・糸賀一雄（1968）『福祉の思想』（NHKブックス）日本放送出版協会
- ・高谷 清（2005）『異質の光—糸賀一雄の魂と思想』大月書店
- ・アルフォンス・デーケン 著／阿内正弘 訳（1995）『人間性の価値を求めて—マックス・シェラーの倫理思想』春秋社
- ・一番ヶ瀬康子監修／片居木英人 著（1996）『社会福祉における人権と法』一橋出版
- ・志田民吉 責任編集（2006）『臨床に必要な人権と権利擁護—人権・権利擁護論』（福祉臨床シリーズ7）弘文堂
- ・仲村優一（2003）『社会福祉の原理』（仲村優一著作集第1巻）旬報社
- ・岡田藤太郎（1998）『社会福祉学汎論—ソーシャル・ポリシーとソーシャルワーカー』相川書房
- ・日本弁護士連合会編著（1996）『高齢者の人権と福祉』こうち書房
- ・高柳和江（2001）『癒しの国のアリス～人間としての尊厳と権利を求めて～』医歯薬出版
- ・石居正巳 熊澤義宣 監修／江藤直純 市川一宏 編（1998）『社会福祉と聖書—福祉の心を生きる』LITON（リトン）
- ・井上達夫（1999）『他者への自由』（創文社 現代自由学芸叢書）創文社
- ・山崎喜代子編（2004）『生命倫理 その規範を動かすもの』九州大学出版会
- ・財団法人21世紀ヒューマンケア研究機構 監修／野尻武敏他 共著（2005）『いのちを問う その重さと大切さ』（ヒューマンケア双書）ミネルヴァ書房
- ・西尾祐吾／清水隆則 編著（2000）『社会福祉実践とアドボカシー ～利用者の権利擁護のために～』中央法規出版
- ・社会福祉士養成講座編集委員会 編（2010）『社会保障＜第2版＞』（新・社会福祉士養成講座12）中央法規出版
- ・社会福祉士養成講座編集委員会 編（2010）『権利擁護と成年後見制度＜第2版＞』（新・社会福祉士養成講座19）中央法規出版
- ・村上 龍（2000）『希望の国のエクソダス』（シリーズ・文春文庫ム11-2）文藝春秋

- ・浜林正夫（2005）『人権の歴史と日本国憲法』学習の友社
- ・ヤンネ・ラーション、アンデシュ・ベリストローム、アン・マリー・ステンハンマル 著/ 河東田 博、ハンソン友子、杉田穂子 訳（2000）『スウェーデンにおける施設解体—地域で自分らしく生きる』現代書館
- ・ジョーラン・グラニンガー著/田代幹康・シシリア・ロボス 訳（2007）『スウェーデン・ノーマライゼーションへの道—知的障害者福祉とカールグリュネバルド』現代書館
- ・ジム・マンセル/ケント・エリクソン編著 中園 康夫/末光 茂 監訳（2000）『脱施設化と地域生活—英国・北欧・米国における比較研究—』相川書房
- ・河東田 博 代表編著者（2007）『福祉先進国における脱施設化と地域生活支援』現代書館
- ・障害者生活支援システム研究会 編/峰島 厚 著（2003）『希望のもてる「脱施設化」とは—利用者・家族の実態・意向調査から—』（シリーズ・障害者の自立と地域生活支援3）かもがわ出版
- ・佐藤幸治（2008）『現代国家と人権』有斐閣
- ・九州弁護士会連合会・大分県弁護士会 編（2008）『障害者の権利と法的諸問題 障害者自立支援法を中心に』現代人文社
- ・鈴木貞美（2009）『戦後思想は日本を読みそこねてきた 近現代思想史再考』
- ・田中耕太郎編著（2009）『ソーシャルワークと権利擁護—福祉を学ぶ人へ—』ふくろう出版
- ・堤未果（2005）『グランド・ゼロがくれた希望』ポプラ社
- ・堤未果（2009）『グランド・ゼロがくれた希望』（扶桑文庫）扶桑社
- ・堤未果（2006）『報道が教えてくれないアメリカ弱者革命—なぜあの国にはまだ希望があるのか』海鳴社
- ・堤未果（2008）『ルポ 貧困大国アメリカ』（岩波新書）岩波書店
- ・堤未果（2010）『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』（岩波新書）岩波書店
- ・堤未果（2010）『コミック 貧困大国アメリカ』PHP研究所
- ・堤未果（2010）『アメリカから＜自由＞が消える』（扶桑社新書）扶桑社

- ・ A・トクヴィル 著/井伊玄太郎 訳 (1987)『アメリカの民主政治【上・中・下】』(講談社学術文庫) 講談社
- ・ 高橋秀実 (2009)『からくり民主主義』(新潮文庫) 新潮社
- ・ 岩田規久男 (2006)『「小さな政府」を問いなおす』(ちくま新書) 筑摩書房
- ・ 郷原信郎 (2007)『「法令遵守」が日本を滅ぼす』(新潮新書) 新潮社
- ・ 結城康博 (2008)『介護 現場からの検証』(岩波新書) 岩波書店
- ・ 大熊由紀子 (2010)『物語介護保険—いのちの尊厳のための70のドラマ④⑤』
岩波書店
- ・ 東大社研・玄田有史・宇野重規 編 (2008)『希望学第1巻』東京大学出版会
- ・ 東大社研・玄田有史・中村尚史 編 (2008)『希望学第2巻』東京大学出版会
- ・ 東大社研・玄田有史・中村尚史 編 (2009)『希望学第3巻』東京大学出版会
- ・ 東大社研・玄田有史・宇野重規 編 (2009)『希望学第4巻』東京大学出版会
- ・ 岩田正美 監修/秋元美世 編著 (2010)『社会福祉の権利と思想』(リーディングス日本の社会福祉5) 日本図書センター
- ・ 白波瀬佐和子 (2010)『生き方の不平等—お互いさまの社会に向けて—』(岩波新書) 岩波書店
- ・ 大橋照枝 (2010)『幸福立国ブータン—小さな国際社会の大きな挑戦—』白水社
- ・ 鉄道弘済会社会福祉部 編 (2007.10.)「社会福祉研究<特集テーマ:社会福祉の制度と実践の総検証—人間の尊厳を基盤として—>」(通巻第100号<創刊40周年>記念特大号) 鉄道弘済会社会福祉部
- ・ 共同訳聖書実行委員会編 (1987)『聖書 (共同訳)』日本聖書協会
- ・ ミネルヴァ書房編集部 編 (2010)『社会福祉小六法2010<平成22年版>』
ミネルヴァ書房

〔資料編〕

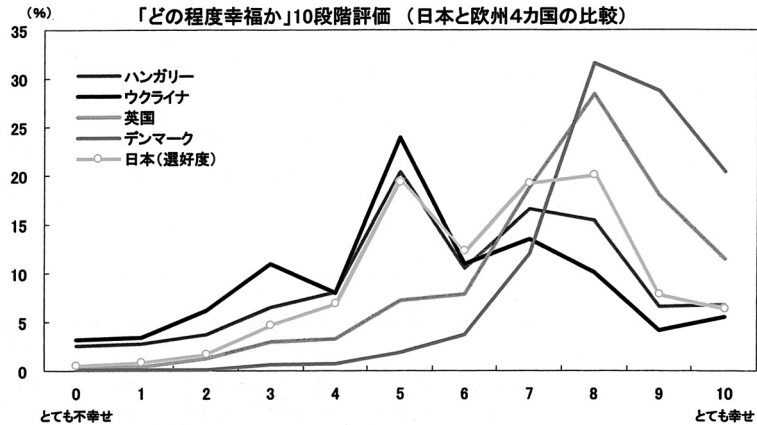
資料1 社会福祉制度の歴史的類型（岡田藤太郎氏の作表）

類 型	慈善・慈恵	救貧事業(社会事業)	社会福祉 I	社会福祉 II	
対 応 す る 社 会	歴史区分	前近代社会	近代	現代	
	体制	古代奴隷制 中世封建制	近代資本主義（商 業・産業資本主義）	福祉国家主義体制 （独占・金融資本主 義、福祉資本主義） （vs. 共産主義体制）	（コーポラティズム） （南北問題・第三世界）
	性格			産業社会 都市化、大衆社会	脱工業化社会 情報化社会
	階級	身分社会	ブルジョアジー・ プロレタリアート	階級構成の複雑化	
エ ー ト ス	〔テーマ〕 性格	上から下へ	〔レッセ・フェール〕 個人責任 スティグマ（汚名） 社会的進化論	〔福祉国家〕 社会連帯思想 政治的譲歩 社会民主主義	〔福祉社会〕(福祉世界) 共同性の事実 国際化社会 （民主―福祉―資 本主義） （新経済自由主義 的修正）
	イデオロギー （経済学）		古典経済学	ケインズ経済学	
	契機 政治的 社会的	慈恵 慈愛（宗教など）	抑止的治安対策的 大義（cause）	人権（平等） 国家責任 機能（function）	公正（平等、自由） 地方主義 参加(participation) 自助
形 態	構成 政治的 （機能） 社会的	慈恵（私的、恣 意的） 慈善	原始的 公的扶助（救貧） 人道主義的 博愛事業	社会福祉政策（保 障） 専門社会事業：狭 義のソーシャルワ ーク（適応）（10）	社会福祉政策（サー ビス） 社会福祉実践：広 義のソーシャルワ ーク（援助・開発・ 参加）
	特徴		残余的（補完的、 弥縫的）	制度的（組織的、 予防的）	（計画化、アセス メント）
画 面 的 事 件	欧米		エリザベス救貧法 1601 改正救貧法1834	COS 1869 社会保険（独）1883 王立委員会報告1909 （ロシア革命1917） アメリカ社会保障 法1935 ベヴァリッジ・ブ ラン1942	第1回国連人間環 境会議1972
	日本		恤救規則1874	米騒動・方面委員 1918 救護法1929 新憲法1946 国民健康保険法、 国民年金法1956	石油ショック1973

出典) 岡田藤太郎 (1998) 『社会福祉学汎論—ソーシャル・ポリシーとソーシャルワーク—』 p 40

資料2 国民の幸福感 —幸福度指標—

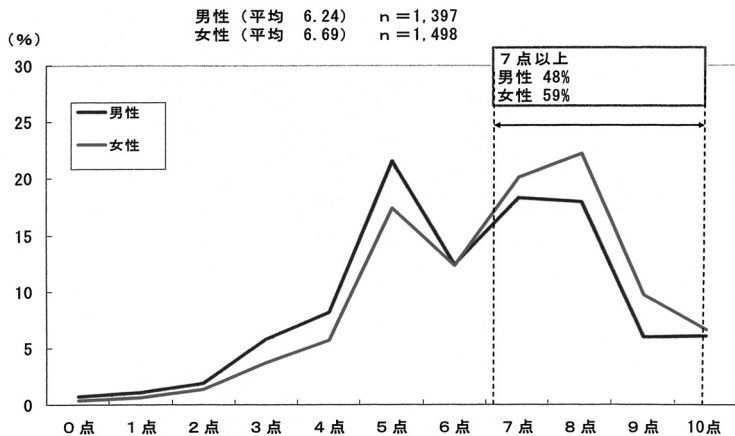
(図表1) 「どの程度幸福か」の国際比較



出典) 国民生活選好度調査結果の概要<参考図表>内閣府経済社会システム (平成22年4月27日)

(図表2) 「どの程度幸福か」(男女別)

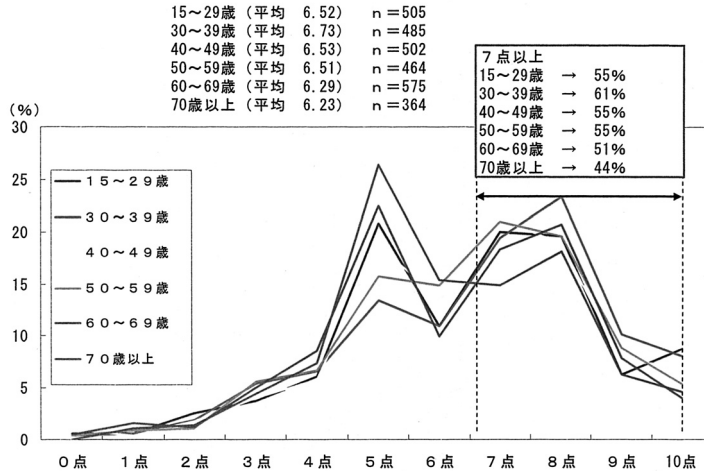
問 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。



出典) 国民生活選好度調査結果の概要<参考図表>内閣府経済社会システム (平成22年4月27日)

(図表3) 「どの程度幸福か」(年齢別)

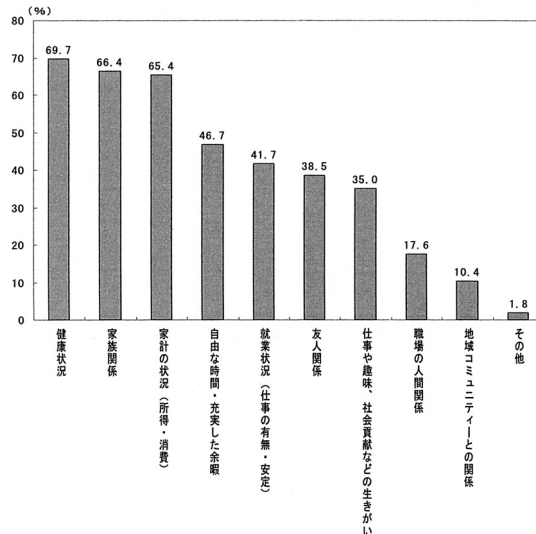
問 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思えますか。



出典) 国民生活選好度調査結果の概要<参考図表>内閣府経済社会システム
(平成22年4月27日)
※40～49歳については出典においてもグラフが描かれてなかった。

(図表4) 幸福感に影響する要素

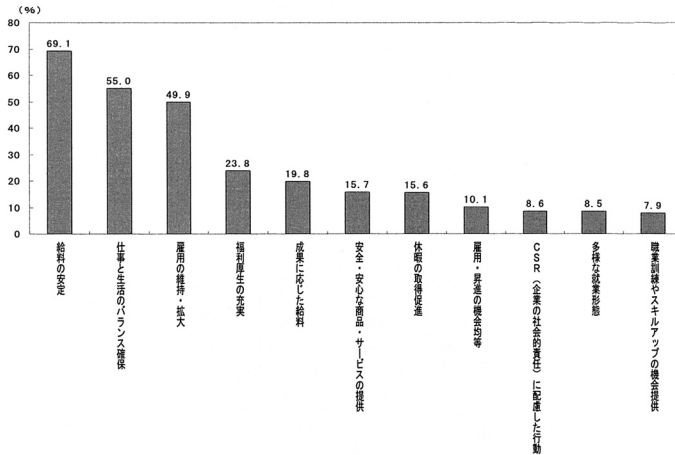
問 幸福感を判断する際に、重視した事項は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○を付けてください。



出典) 国民生活選好度調査結果の概要<参考図表>内閣府経済社会システム
(平成22年4月27日)

(図表5) 企業への期待

問 企業や事業者による次のような行動のうち、その職場で働く人々や社会全体の幸福感を高めると思うものは何ですか。最も重要と思うものに3つまで○を付けてください。



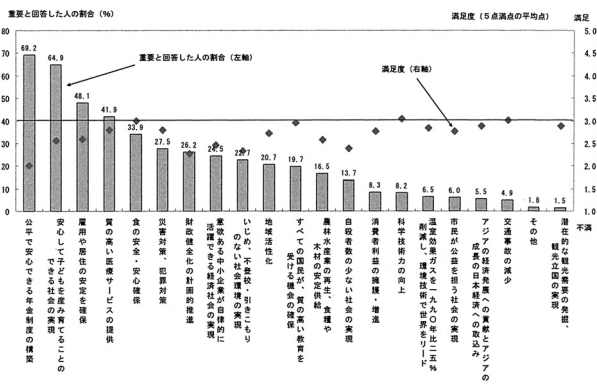
出典) 国民生活選好度調査結果の概要<参考図表>内閣府経済社会システム (平成 22 年 4 月 27 日)

(図表6) 政府への期待と満足度

(図表6) 政府への期待と満足度

問 国民全体、社会全体の幸福感を高める観点から、政府が目指すべき主な目標は何だと思いますか。最も重要と思うものに5つまで○を付けてください。

問 次のそれぞれの政策目標について、現状、あなたはどの程度満足していますか。



(注1) 満足度は、「満足している」5点、「まあ満足している」4点、「どちらともいえない」3点、「どちらかといえば不満である」2点、「不満である」1点とし、その平均点を利用した。

(注2) 「その他」については満足度の質問項目がなく、満足度のデータはない。

出典) 国民生活選好度調査結果の概要<参考図表>内閣府経済社会システム (平成 22 年 4 月 27 日)

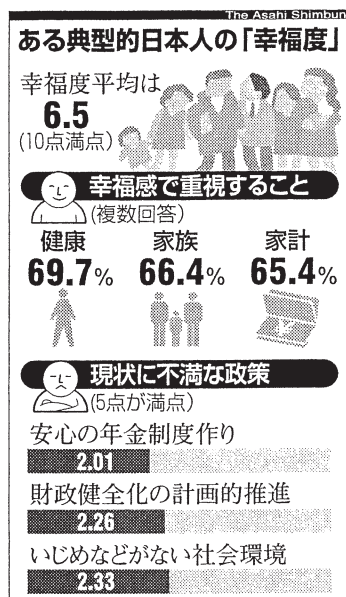
(図表ア) 国民の幸福度 (10点満点)

国 名	平均点
デンマーク	8.4
フィンランド、ノルウェー	8.0
スイス	7.9
スウェーデン	7.8
オランダ	7.7
ベルギー、スペイン	7.6
イスラエル	7.5
英 国	7.4
ドイツ、ポーランド	7.2
フランス	7.1
チェコ	6.8
ギリシャ	6.7
スロバキア	6.6
日 本	6.5
ポルトガル	6.4
ルーマニア	6.1
ロシア	6.0
ハンガリー	5.9
トルコ	5.5
ウクライナ	5.3
ブルガリア	5.2

(注) 日本以外は欧州社会調査

出典) 西日本新聞 (2010. 4. 28. 朝刊)

(図表イ)



出典) 朝日新聞 (2010. 4. 28. 朝刊)

資料3 社会福祉士の倫理綱領と社会福祉士の行動規範（日本社会福祉士会作成）

社会福祉士の倫理綱領

前文

われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する。われわれは、社会の進展に伴う社会変動が、ともすれば環境破壊及び人間疎外をもたらすことに着目する時、この専門職がこれからの福祉社会にとって不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した、次の「ソーシャルワークの定義」（2000年7月）を、ソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、その実践の拠り所とする。

ソーシャルワークの定義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。（IFSW;2000.7.）

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により、専門職団体を組織する。

価値と原則

1 (人間の尊厳)

社会福祉士は、すべての人間を、出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。

2 (社会正義)

差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す。

3 (貢献)

社会福祉士は、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。

4 (誠実)

社会福祉士は、本倫理綱領に対して常に誠実である。

5 (専門的力量)

社会福祉士は、専門的力量を発揮し、その専門性を高める。

倫理基準

1)利用者に対する倫理責任	
1.	(利用者との関係)社会福祉士は、利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
2.	(利用者の利益の最優先)社会福祉士は、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える。
3.	(受 容)社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する。
4.	(説明責任)社会福祉士は、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。
5.	(利用者の自己決定の尊重)社会福祉士は、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。
6.	(利用者の意思決定能力への対応)社会福祉士は、意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
7.	(プライバシーの尊重)社会福祉士は、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。
8.	(秘密の保持)社会福祉士は、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。
9.	(記録の開示)社会福祉士は、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。
10.	(情報の共有)社会福祉士は、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる。
11.	(性的差別、虐待の禁止)社会福祉士は、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。
12.	(権利侵害の防止)社会福祉士は、利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。

2)実践現場における倫理責任	
1.	(最良の実践を行う責務)社会福祉士は、実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。
2.	(他の専門職等との連携・協働)社会福祉士は、相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する。
3.	(実践現場と綱領の遵守)社会福祉士は、実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。
4.	(業務改善の推進)社会福祉士は、常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する。

3) 社会に対する倫理責任	
1.	(ソーシャル・インクルージョン)社会福祉士は、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包摂的な社会を目指すよう努める。
2.	(社会への働きかけ)社会福祉士は、社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連携し、効果的な方法により社会に働きかける。
3.	(国際社会への働きかけ)社会福祉士は、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連携し、国際社会に働きかける。

4). 専門職としての倫理責任	
1.	(専門職の啓発)社会福祉士は、利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。
2.	(信用失墜行為の禁止)社会福祉士は、その立場を利用した信用失墜行為を行わない。
3.	(社会的信用の保持)社会福祉士は、他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
4.	(専門職の擁護)社会福祉士は、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連携し、その立場を擁護する。
5.	(専門性の向上)社会福祉士は、最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。
6.	(教育・訓練・管理における責務)社会福祉士は教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す。
7.	(調査・研究)社会福祉士は、すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する。

社会福祉士の行動規範

この「社会福祉士の行動規範」は、「社会福祉士の倫理綱領」に基づき、社会福祉士が社会福祉実践において従うべき行動を示したものである。

1) . 利用者に対する倫理責任

1. 利用者との関係

1-1.	社会福祉士は、利用者との専門的援助関係についてあらかじめ利用者に説明しなければならない。
1-2.	社会福祉士は、利用者との私的な関係になってはならない。
1-3.	社会福祉士は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない。
1-4.	社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。
1-5.	社会福祉士は、過去または現在の利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないときは、利用者を守る手段を講じ、それを利用者に明らかにしなければならない。
1-6.	社会福祉士は、利用者との専門的援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。

2. 利用者の利益の最優先

2-1.	社会福祉士は、専門職の立場を私的なことに使用してはならない。
2-2.	社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。
2-3.	社会福祉士は、援助を継続できない何らかの理由がある場合、援助を継続できるように最大限の努力をしなければならない。

3. 受容

3-1.	社会福祉士は、利用者に暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。
3-2.	社会福祉士は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。
3-3.	社会福祉士は、利用者の意思表示をはげまし支えなければならない。

4. 説明責任

4-1.	社会福祉士は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝えなければならない。
4-2.	社会福祉士は、専門職上の義務と利用者の権利を説明し明らかにした上で援助をしなければならない。
4-3.	社会福祉士は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。

5. 利用者の自己決定の尊重

5-1.	社会福祉士は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。
------	-------------------------------------

5-2.	社会福祉士は、利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供しなければならない。
5-3.	社会福祉士は、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない。

6. 利用者の意思決定能力への対応

6-1.	社会福祉士は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシーに努め、エンパワメントを支援しなければならない。
6-2.	社会福祉士は、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはならない。
6-3.	社会福祉士は、常に自らの業務がパターンリズムに陥らないように、自己の点検に務めなければならない。
6-4.	社会福祉士は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。

7. プライバシーの尊重

7-1.	社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。
7-2.	社会福祉士は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。
7-3.	社会福祉士は、問題解決を支援する目的であっても、利用者が了解しない場合は、個人情報を使用してはならない。

8. 秘密の保持

8-1.	社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。
8-2.	社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。
8-3.	社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。
8-4.	社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。

9. 記録の開示

9-1.	社会福祉士は、利用者の記録を開示する場合、かならず本人の了解を得なければならない。
9-2.	社会福祉士は、利用者の支援の目的のためにのみ、個人情報を使用しなければならない。
9-3.	社会福祉士は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。

10. 情報の共有

10-1.	社会福祉士は、利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。
10-2.	社会福祉士は、利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。
10-3.	社会福祉士は、電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない。

11. 性的差別、虐待の禁止

11-1.	社会福祉士は、利用者に対して性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待を行ってはならない。
11-2.	社会福祉士は、利用者に対して肉体的・精神的損害または苦痛を与えてはならない。
11-3.	社会福祉士は、利用者が暴力や性的搾取・虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心掛けなければならない。
11-4.	社会福祉士は、性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待に対する正しい知識を得よう学ばなければならない。

12. 権利侵害の防止

12-1.	社会福祉士は、利用者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。
12-2.	社会福祉士は、利用者の権利侵害を防止する環境を整え、そのシステムの構築に努めなければならない。
12-3.	社会福祉士は、利用者の権利侵害の防止についての啓発活動を積極的に行わなければならない。

2) . 実践現場における倫理責任

1. 最良の実践を行う責務

1-1.	社会福祉士は、専門職としての使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を深め、理論と実務に精通するよう努めなければならない。
1-2.	社会福祉士は、専門職としての自律性と責任性が完遂できるよう、自らの専門的力量的の向上をはからなければならない。
1-3.	社会福祉士は、福祉を取り巻く分野の法律や制度等関連知識の集積に努め、その力量を発揮しなければならない。

2. 他の専門職等との連携・協働

2-1.	社会福祉士は、所属する機関内部での意思疎通が円滑になされるように積極的に働きかけなければならない。
2-2.	社会福祉士は、他の専門職と連携し、所属する機関の機構やサービス提供の変更や開発について提案しなければならない。
2-3.	社会福祉士は、他機関の専門職と連携し協働するために、連絡・調整の役割を果たさなければならない。

3. 実践現場と綱領の遵守

3-1.	社会福祉士は、社会福祉士の倫理綱領を実践現場が熟知するように働きかけなければならない。
3-2.	社会福祉士は、実践現場で倫理上のジレンマが生じた場合、倫理綱領に照らして公正性と一貫性をもってサービス提供を行うように努めなければならない。
3-3.	社会福祉士は、実践現場の方針・規則・手続き等、倫理綱領に反する実践を許してはならない。

4. 業務改善の推進

4-1.	社会福祉士は、利用者の声に耳を傾け苦情の対応にあたり、業務の改善を通して再発防止に努めなければならない。
4-2.	社会福祉士は、実践現場が常に自己点検と評価を行い、他者からの評価を受けるように働きかけなければならない。

3) . 社会に対する倫理責任

1. ソーシャル・インクルージョン

1-1.	社会福祉士は、特に不利益な立場にあり、抑圧されている利用者が、選択と決定の機会を行使できるように働きかけなければならない。
1-2.	社会福祉士は、利用者や住民が社会の政策・制度の形成に参加することを積極的に支援しなければならない。
1-3.	社会福祉士は、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。

2. 社会への働きかけ

2-1.	社会福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、代弁活動を行わなければならない。
2-2.	社会福祉士は、社会福祉実践に及ぼす社会政策や福祉計画の影響を認識し、地域福祉の増進に積極的に参加しなければならない。

2-3.	社会福祉士は、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参加が促進されるよう支えなければならない。
2-4.	社会福祉士は、公共の緊急事態に対して可能な限り専門職のサービスを提供できるよう、臨機応変な活動への貢献ができればならない。

3. 国際社会への働きかけ

3-1.	社会福祉士は、国際社会において、文化的社会的差異を尊重しなければならない。
3-2.	社会福祉士は、民族、人種、国籍、宗教、性別、障害等による差別と支配をなくすための国際的な活動をささえなければならない。
3-3.	社会福祉士は、国際社会情勢に関心をもち、精通するよう努めなければならない。

4) 専門職としての倫理責任

1. 専門職の啓発

1-1.	社会福祉士は、対外的に社会福祉士であることを名乗り、専門職としての自覚を高めなければならない。
1-2.	社会福祉士は、自己が獲得し保持している専門的力を利用者・市民・他の専門職に知らせるように努めなければならない。
1-3.	社会福祉士は、個人としてだけでなく専門職集団としても、責任ある行動をとり、その専門職の啓発を高めなければならない。

2. 信用失墜行為の禁止

2-1.	社会福祉士は、社会福祉士としての自覚と誇りを持ち、社会的信用を高めるよう行動しなければならない。
2-2.	社会福祉士は、あらゆる社会的不正行為に関わってはならない。

3. 社会的信用の保持

3-1.	社会福祉士は、専門職業の社会的信用をそこなうような行為があった場合、行為の内容やその原因を明らかにし、その対策を講じるように努めなければならない。
3-2.	社会福祉士は、他の社会福祉士が非倫理的な行動をとった場合、必要に応じて関係機関や日本社会福祉士会に対し適切な行動を取るよう働きかけなければならない。
3-3.	社会福祉士は、信用失墜行為がないように互いに協力し、チェック機能を果たせるよう連携を進めなければならない。

4. 専門職の擁護

4-1.	社会福祉士は、社会福祉士に対する不当な批判や扱いに対し、その不当性を明らかにし、社会にアピールするなど、仲間を支えなければならない。
4-2.	社会福祉士は、不当な扱いや批判を受けている他の社会福祉士を発見したときは、一致してその立場を擁護しなければならない。
4-3.	社会福祉士は、社会福祉士として不当な批判や扱いを受けぬよう日頃から自律性と倫理性を高めるために密に連携しなければならない。

5. 専門性の向上

5-1.	社会福祉士は、研修・情報交換・自主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。
5-2.	社会福祉士は、常に自己の専門分野や関連する領域に関する情報を収集するよう努めなければならない。
5-3.	社会福祉士は、社会的に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向上に努めなければならない。

6. 教育・訓練・管理における責務

6-1.	スーパービジョンを担う社会福祉士は、その機能を積極的に活用し、公正で誠実な態度で後進の育成に努め社会的要請に応えなければならない。
6-2.	コンサルテーションを担う社会福祉士は、研修会や事例検討会等を企画し、効果的に実施するように努めなければならない。
6-3.	職場のマネジメントを担う社会福祉士は、サービスの質・利用者の満足・職員の働きがいの向上に努めなければならない。
6-4.	業務アセスメントや評価を担う社会福祉士は、明確な基準に基づき評価の判断をいつでも説明できるようにしなければならない。
6-5.	社会福祉教育を担う社会福祉士は、次世代を担う人材養成のために、知識と情熱を惜しみなく注がなければならない。

7. 調査・研究

7-1.	社会福祉士は、社会福祉に関する調査研究を行い、結果を公表する場合、その目的を明らかにし、利用者等の不利益にならないよう最大限の配慮をしなければならない。
7-2.	社会福祉士は、事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得なければならない。

出典) 社団法人日本社会福祉士会ホームページより引用
http://www.jacsw.or.jp/contents/data/04_rinrikoryo.htm